

事務連絡

令和2年4月15日

(改正：令和3年2月19日)

各地方運輸局海事振興部船員労政課長
北陸信越運輸局海事部船員労政課長
神戸運輸監理部海事振興部船員労政課長
沖縄総合事務局運輸部船舶船員課長

】 殿

(国土交通省)

海事局船員政策課雇用対策室長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う船員の在籍出向の特例について

令和2年4月7日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、7都道府県に緊急事態宣言が発出されるなど、新型コロナウイルス感染症に伴う社会的影響が広がっていることを踏まえ、乗組船員、休暇中の予備船員及びその家族の罹患等により、乗組船員を確保できない船舶所有者が、その交替要員を短期間在籍出向の形態で配乗させる場合等については、当分の間、下記のとおり特例措置を講じることとしますので、了知の上取扱いに遺漏なきを期するとともに、貴局（部）管内の関係事業者に対する周知徹底を図り、指導に遺漏なきを期されますようお願いいたします。

記

1. 出向に係る特例措置

「船員職業安定法等の一部改正に伴う船舶管理会社及び在籍出向に関する基本的な考え方について」（平成17年2月15日付国海政第157号）別紙2の整理にかかわらず、次の①から④に掲げる要件を満たす場合は、船員職業安定法に抵触するおそれのない在籍出向として取り扱うものとする。

なお、出向先事業主は在籍出向船員も含め、船員の健康状態が良好かどうかを十分に把握し、船員の健康確保を図る必要があることに留意されたい。

① 新型コロナウイルス感染症に伴う影響により、乗組船員を確保・維持できない船舶所有者等に係るもの（以下のいずれかの場合によるもの）であること。

- ・ 出向先事業主が、船員職業安定所への求人の申込や船員派遣事業者からの派遣船員の受入れ等、通常、船員を配乗するためにとるべき努力をしても、なお、必要な乗組船員を確保できない場合
- ・ 事業の一時的な縮小等を行う事業主が、人手不足等の事業主との間で在籍出向を活

用して雇用維持を図るために行うものである場合。なお、例えば、当初から出向することを目的として雇い入れて出向を命じたり、コロナの影響がなくなった後に新たに出向を命じたりするなど、コロナ禍の雇用維持の目的と考えられる範囲を超えているものでないこと

- ② 出向元、出向先いずれも本邦事業主であること。
- ③ 在籍出向の期間は、当面3月程度とすること。
- ④ 中間搾取や強制労働のおそれがないものであること。

2. 特例措置に係る確認等

特例措置に基づく在籍出向を行おうとする出向元事業主は、あらかじめ、地方運輸局（神戸運輸監理部又は沖縄総合事務局を含む。）、同支局又は海事事務所の船員職業安定法事務担当課において、1. ①から④についての確認を受けるものとする。

この場合の確認及び雇入契約の成立等の届出の際の事務取扱等については、別途通知する。

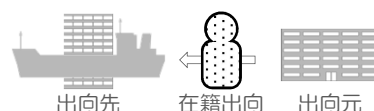
～ 船員の在籍出向の特例を実施します ～

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、海運業・水産業を支える船員の確保に影響が生じる事態も想定されます。

雇用船員の感染等に伴い、乗組船員を確保・維持できない船舶所有者に対し、**交替要員を在籍出向の形態で配乗させる場合等の特例**を実施します。

これまで、在籍出向については、緊密な資本関係があり、技術指導、人事交流等の目的で実施されるものに限り、船員職業安定法上問題ないものとして認めていました。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う特例



次の要件を全て満たすものとして、地方運輸局等が確認した場合、船員職業安定法上問題のない在籍出向として、新たに特例として認めることとします。

要件

- ① 新型コロナウイルス感染症に伴う影響により、乗組船員を確保・維持できない船舶所有者等に係るもの（以下のいずれかの場合によるもの）であること。
 - ・ 出向先事業主が、船員職業安定所への求人の申込みや船員派遣事業者からの派遣船員の受入れ等、通常、船員を配乗するためにとるべき努力をしても、なお、必要な乗組船員を確保できない場合
 - ・ 事業の一時的な縮小等を行う事業主が、人手不足等の事業主との間で在籍出向を活用して雇用維持を図るために行うものである場合。なお、例えば、当初から出向することを目的として雇い入れて出向を命じたり、コロナの影響がなくなった後に新たに出向を命じたりするなど、コロナ禍の雇用維持の目的と考えられる範囲を超えているものでないこと
- ② 出向元、出向先いずれも本邦事業主であること。
- ③ 在籍出向の期間は当面3月程度とすること。
- ④ 中間搾取や強制労働のおそれがないものであること。

まずは運輸局・運輸支局等の船員職業安定窓口にご相談下さい。
(ご相談の際は、電話・メール等にて。直接窓口にお越しいただく必要はありません。)

